

若川善作方ニ至リ爲授ニ服ハタリ
（二）事業主側

事業主側ニ於テハ成行マシ任ヒ居ル状態ナルニ過概
分千一、二名ヲ解雇シ一割五分値下ケトシ解決セント
スルモノ、如シ

七、交渉状況

十七日午前十時若川善作ハ工場主ト会見一割値下ケ
ヲ要求セルニ工場主ハ二割値下シ譲歩シ一割五分ニ
セントシタルニ交渉途ラス一決引揚ケタリ
右及申（通）根柢也

5. 9. 17
1616

善秋第三〇二八號

昭和五年八月十五日 善視總監 丸山鶴吉

八二一八八



内務大臣 安達謙藏 殿
社 會 局 長 官 殿

株式会社相田製作所勞働爭議（發生）ニ関スル件

要旨 會社（使用人）五十五名ノ賃金（割値下）發表セルニ従業員六名東金屬ニ意ヲ持テ之ニ反對シ
形勢不穩ナリ

標記製作所ニ於テ本月七日爭議發生セルカ狀況次ノ如シ

記

- 一 爭議發生ノ場所 府下大寄町相ヶ谷四三ノ株式会社相田製作所
- 二 事業主側 名 補 株式会社相田製作所